

## 国民健康保険税の減免制度について

### 1 趣 旨

減免制度は、災害や失業、疾病等により徴収猶予や分割納付等によっても、国民健康保険税（以下「国保税」という）の納付が困難とされる場合に、その事情等に基づいて全部または一部を減額または免除する制度です。

### 2 内 容

#### (1) 対 象 者

国保税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の生活の用に供する住宅又は家財について災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、当該年度の国保税の所得割額の基礎となった所得金額が1,000万円以下である者

#### (2) 減 免 額

下表に掲げる区分に応じて、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免します。

合計所得金額	損害の程度	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
500万円以下	所得割額の50%	所得割額の100%
500万円を超え 750万円以下	所得割額の25%	所得割額の50%
750万円を超え 1,000万円以下	所得割額の12.5%	所得割額の25%

#### (3) 適 用 期 間

減免申請日以降、当該年度の納期未到来分（※納付済額を除く）

#### (4) 申 請 方 法

【必要書類】①減免申請書 ②り災証明書（写しでも可） ③その他損害の内容がわかる書類  
※状況により追加で書類の提出を求められることがあります。

【申請期間】納期限まで

【提出先】下記のいずれかの窓口へ提出してください。

・香美町役場税務課課税係 ・村岡地域局地域生活係 ・小代地域局地域生活係

### 3 その他

世帯内の国保加入者で前年中の所得について未申告の人がいる場合は、減免の区分判定ができないため、減免申請に併せて所得の申告をしてください。

※税法上の被扶養者になっている人、18歳以下の人を除く